



平成 21 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名：株 式 会 社 大 京
代 表 者 名：代表執行役社長 田代 正明
コ ー ド 番 号：8840 東 証・大 証 第 1 部
問 い 合 わ せ 先：執行役グループ広報部長 落合 英治
TEL：03-3475-3802

**株式会社大京によるオリックス・ファシリティーズ株式会社の完全子会社化（株式交換）
および対価としての優先株式（第 8 種優先株式）の発行に関するお知らせ**

当社は、平成 20 年 11 月 7 日に公表いたしました「オリックス・ファシリティーズ株式会社との経営統合に関する基本合意のお知らせ」に基づき、本日開催の取締役会において、当社がオリックス株式会社（以下「オリックス」という）の 100%子会社であるオリックス・ファシリティーズ株式会社（以下「OFC」という）を、株式交換により完全子会社とすることを決議いたしました。本株式交換についてはオリックスと合意しており、本日、OFC と株式交換契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本株式交換の対価に充当することを目的として、当社は平成 21 年 3 月 3 日開催予定の各優先株主による種類株主総会ならびに平成 21 年 3 月 4 日開催予定の臨時株主総会および普通株主による種類株主総会において、関連する議案の全てが承認されること等を条件に、第 8 種優先株式（以下「本優先株式」という）の発行に関しても決議しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 株式交換による完全子会社化の目的

当社は、平成 20 年 11 月 5 日付の開示資料「平成 21 年 3 月期業績予想および配当予想の修正、資本増強の方針、子会社の合併、ならびに人員削減等の合理化の方針に関するお知らせ」にてお伝えいたしましたとおり、不動産事業を取り巻く現在の厳しい事業環境が当面続くことを想定し、市場環境の変化に柔軟に対応できるビジネスモデルを構築して成長を図るために、フロー事業の中心であるマンション分譲事業の規模を段階的に縮小する一方、不動産管理事業を柱とするストック事業を拡大することとしております。

当社グループにおきましては、このストック事業の中核会社である株式会社大京アステージが、業界最大規模である 33 万戸超のマンション管理実績を持ち、管理受託戸数、大規模修繕工事の受注規模とも着実に伸びております。しかしながら今後の成長に向けて、他社分譲物件の受託や大規模修繕工事の受注拡大に向けた営業強化に加えて、グループによる M&A も視野に入れ、マンション管理にとどまらない幅広い事業展開を模索しておりました。

一方、OFC は、オフィスビル・商業施設等のビル管理を中心にマンション管理や顧客資産の運営管理・テナント運営管理、コンストラクション・マネジメント等、幅広い業務展開を行っており、当社グループに不足している事業基盤・ノウハウを有しております。

当社グループの不動産管理事業に、この OFC の事業が加わることにより、顧客層の拡大、提供するサービスメニューの多様化、ノウハウの相互活用によるビジネスチャンス拡大、そして取引先ネットワークの共有化によるコストダウンの実現といったシナジー効果も見込まれるため、当社グループの

ストック事業の収益力強化と安定収益基盤の拡大に繋がるものとして、株式交換により当社が OFC を完全子会社とすることについて、合意に至ったものです。

本株式交換により、当社グループのマンション管理戸数は約 36 万戸となり、大規模修繕工事や専有部サービスの受注規模拡大が見込まれるとともに、業務領域はオフィスビル・商業施設等のビル管理、顧客資産やテナントの運営管理、コンストラクション・マネジメント等に広がることとなります。

なお、現在の社名である「オリックス・ファシリティーズ株式会社」については、顧客に対する認知度などに鑑みて、当面変更しない方針です。また、OFC とオリックスおよびオリックス不動産株式会社は業務提携契約を締結し、従来同様に相互にメリットのある形での事業連携の枠組みを維持してまいります。これらにより、OFC の従来からの事業基盤に加えて、弊社グループ入りに伴うシナジー効果発揮により、当社グループのストック事業の大きな柱への成長を目指してまいります。

また、本株式交換の対価に充当することを目的として、当社は第 8 種優先株式を発行いたします。オリックスに割当交付する株式を第 8 種優先株式とする理由は、普通株式数の増加による希薄化を最大限抑制しつつ、ストック事業における収益力強化と安定収益基盤の拡大に繋がる施策を推進していくことにより、当社グループの更なる企業価値の向上が可能になるとの判断に基づいております。

なお、平成 20 年 11 月 7 日付開示資料にて公表しております第 7 種優先株式（発行総額 100 億円、割当先オリックス、払込期日平成 21 年 3 月 13 日）の発行と合わせ、本株式交換の実施により自己資本が増強され、財務体質の安定化に資するものであります。

2. 株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

株式交換決議取締役会	平成 21 年 2 月 5 日 (木)
株式交換契約締結	平成 21 年 2 月 5 日 (木)
各優先株主による優先株式発行承認種類株主総会 (大京)	平成 21 年 3 月 3 日 (火) (予定)
優先株式発行承認臨時株主総会 (大京)	平成 21 年 3 月 4 日 (水) (予定)
普通株主による優先株式発行承認種類株主総会 (大京)	平成 21 年 3 月 4 日 (水) (予定)
株式交換の予定日 (効力発生日)	平成 21 年 3 月 25 日 (水) (予定)

(注) 本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより大京については株主総会の承認を得ないで行う予定です。

(2) 株式交換比率

会社名	大京 (完全親会社)	OFC (完全子会社)
株式交換比率	1	8.48

(注) 1. 株式の割当比率

OFC の普通株式 1 株に対して、大京の第 8 種優先株式 8.48 株を割当て交付します。

2. 株式交換により発行する新株式数等

大京第 8 種優先株式 23,598,144 株

3. 大京の第 8 種優先株式の詳細につきましては、本開示資料 5 頁「5. 株式交換の対価として発行、割当交付する第 8 種優先株式の概要」をご参照下さい。

(3) 株式交換比率の算定根拠等

ア. 算定の基礎および経緯

本株式交換の交換比率については、その算定にあたって公平性を期すため、各社がそれぞれ独立に第三者機関の助言を求めることとし、大京は GCA サヴィアン株式会社（以下「GCAS」という）を、オリックスはデロイトトーマツ FAS 株式会社（以下「トーマツ」という）を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

GCAS は、大京の第 8 種優先株式については、本優先株式の諸条件、本優先株式の発行決議に先立つ大京普通株式の株価、大京普通株式の価格変動性（ボラティリティ）、クレジット・コスト等を考慮し、一般的な価格算定モデルであるオプション価格モデルにより算定を行いました。また、OFC については、DCF 法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）および類似会社比較法の各評価方法を採用して算定を行い、株式交換比率に関する算定結果を大京に提出しました。各評価方法による OFC の普通株式 1 株に対する大京の第 8 種優先株式の割当株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用方法（OFC 評価）	株式交換比率の評価レンジ
D C F 法	7.570 ～12.647
類似会社比較法	6.316 ～ 9.377

トーマツは、大京の第 8 種優先株式については DCF 法を、OFC については DCF 法、類似会社比較法の各評価方法を採用して算定を行い、株式交換比率に関する算定結果をオリックスに提出しました。各評価方法による OFC の普通株式 1 株に対する大京の第 8 種優先株式の割当株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用方法（OFC 評価）	株式交換比率の評価レンジ
D C F 法	6.63 ～ 8.73
類似会社比較法	5.75 ～ 8.71

大京、オリックスおよび OFC の 3 社は、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、交渉・協議を重ねた結果、本株式交換における株式交換比率が妥当なものであり、かつ双方の株主の利益を損なうものではないとの判断に至り合意いたしました。

なお、本件株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、大京とオリックスとの協議により変更することがあります。

イ. 算定機関との関係

GCAS およびトーマツはいずれも、大京、オリックスおよび OFC の関連当事者には該当いたしません。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

OFC は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

3. 株式交換の当事会社の概要

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

(1) 商 号	株式会社大京 (親会社)	オリックス・ファシリティーズ株式会社 (子会社)
(2) 事業内容	マンション分譲事業ほか	総合ビル管理、建築業、マンション管理、不動産管理
(3) 設立年月日	昭和 39 年 12 月 11 日	昭和 45 年 2 月 12 日
(4) 本店所在地	東京都渋谷区	京都市下京区
(5) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 田代 正明	代表取締役社長 遠藤 貢三
(6) 資本金	27,063 百万円	857 百万円
(7) 発行済株式数	(普通株式) 345,387,738 株 (優先株式) 40,000,000 株	(普通株式) 2,782,800 株
(8) 純資産	113,201 百万円 (連結)	9,162 百万円 (単体)
(9) 総資産	464,733 百万円 (連結)	16,208 百万円 (単体)
(10) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(11) 従業員数	6,809 名 (連結)	896 名 (単体)
(12) 主要取引先	一般顧客	官公庁、学校、一般顧客ほか
(13) 大株主及び持株比率	オリックス(株) 40.22%	オリックス(株) 100.0%
(14) 主要取引銀行	(株) 三菱東京 UFJ 銀行(株) (株) みずほコーポレート銀行 住友信託銀行(株)	(株) 京都銀行
(15) 当事会社間の関係等	資本関係	オリックス・ファシリティーズの支配株主であるオリックスは、大京の発行済普通株式数の 40.22% を有する筆頭株主です。
	人的関係	オリックス・ファシリティーズの支配株主であるオリックスの取締役 1 名と社外取締役 1 名が、大京の社外取締役を兼務しております。
	取引関係	大京は、オリックス・ファシリティーズの支配株主であるオリックスと資本提携契約等の締結を行っております。
	関連当事者への該当状況	大京は、オリックス・ファシリティーズの支配株主であるオリックスの持分法適用会社です。

(注) (7) は平成 20 年 12 月 31 日現在

(16) 最近 3 年間の業績

(単位: 百万円)

決 算 期	株式会社大京 (親会社)			オリックス・ファシリティーズ株式会社 (子会社)		
	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期
売上高	434,302	376,666	394,102	37,815	40,574	32,951
営業利益	30,237	34,994	31,117	1,909	1,750	1,445
経常利益	26,131	32,823	27,700	1,973	1,849	1,687
当期純利益	31,899	24,683	16,255	870	1,094	1,014
1 株当たり当期純利益 (円)	97.61	74.33	46.84	312.95	393.42	364.54
1 株当たり配当金 (円)	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
	—	3.00	5.00	—	—	—
	第 1 種優先株式	第 1 種優先株式	第 1 種優先株式	—	—	—
	8.00	8.00	10.152	—	—	—
	第 2 種優先株式	第 2 種優先株式	第 2 種優先株式	—	—	—
8.00	8.00	10.152	—	—	—	
第 3 種優先株式	第 4 種優先株式	第 4 種優先株式	—	—	—	
8.00	8.00	8.00	—	—	—	
第 4 種優先株式	—	—	—	—	—	
8.00	—	—	—	—	—	
1 株当たり純資産 (円)	93.26	204.43	268.87	2,535.46	2,938.06	3,292.45

(注) 大京は連結の財務数値、オリックス・ファシリティーズは単体の財務数値に基づく。

4. 株式交換後の状況

- (1) 商号 株式会社大京
- (2) 事業内容 マンション分譲事業ほか
- (3) 本店所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目24番13号
- (4) 代表者の役職・氏名 代表執行役社長 田代 正明
- (5) 資本金（連結） 32,063,295,000円（第7種優先株式発行に伴う増加額を含む）
- (6) 総資産（連結） 現時点では確定しておりません。
- (7) 純資産（連結） 現時点では確定しておりません。
- (8) 決算期 3月31日
- (9) 会計処理の概要 当社において発生するのれんの金額は約60億円の見込みであり、その発生したのれんについては、17年間の定額法により償却を行う予定であります。
- (10) 今後の見通し 本株式交換実施に伴い大京の業績に与える影響は軽微であり、本株式交換に伴う「平成21年3月期（連結・単体）」の業績見通しの変更はありません。
 なお、次期以降の業績に与える影響につきましては、詳細が確定次第、お知らせいたします。

5. 株式交換の対価として発行、割当交付する第8種優先株式の概要

- (1) 株式交換の対価として発行、割当交付する優先株式の数
 23,598,144株

(2) 発行価額

第8種優先株式に係る会社計算規則第68条第1項に規定する株主払込資本変動額を上記(1)の株式の数で除した金額（1株当たり400円）

大京、オリックスおよびOFCの3社は、それぞれ当事会社の株式価値の算定を行ったうえで交渉・協議を重ねた結果、本株式交換における株式交換比率および株式交換の対価として割当交付する優先株式の数、発行価額等について合意いたしました。なお、株式交換比率については本開示資料3頁に記載のとおり、第三者算定機関の算定結果を参考にしております。

(3) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成20年9月30日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	345,387,738株	100.00%
現時点の取得価額（行使価額）における潜在株式数	162,967,960株	47.18%
	（第1回第1種優先株式 11,261,261株）	（第1回第1種優先株式 3.26%）
	（第1回第2種優先株式 56,890,013株）	（第1回第2種優先株式 16.47%）
下限値の取得価額（行使価額）における潜在株式数	（第1回第4種優先株式 94,816,688株）	（第1回第4種優先株式 27.45%）
	217,730,369株	63.04%
	（第1回第1種優先株式 11,261,261株）	（第1回第1種優先株式 3.26%）

	(第1回第2種優先株式 71,090,047 株) (第1回第4種優先株式 135,379,061 株)	(第1回第2種優先株式 20.58%) (第1回第4種優先株式 39.20%)
上限値の取得価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

現時点の取得価額は、第1回第1種優先株式が355.2円、第1回第2種優先株式が79.1円、第1回第4種優先株式が79.1円です。

下限値の取得価額は、第1回第1種優先株式が355.2円、第1回第2種優先株式が63.3円、第1回第4種優先株式が55.4円です。

上記以外に、当社は平成21年3月13日付で第7種優先株式を発行予定であり、当初取得価額(102円)における潜在株式数は98,039,216株、発行済株式数に対する比率は28.39%、下限値の取得価額(81.6円)における潜在株式数は122,549,020株、発行済株式数に対する比率は35.48%です。

(4) 今回の株式交換の状況

発行期日	平成21年3月25日予定	
発行総額	9,439,257,600円(発行価額:400円)	
株式交換前の 発行済株式数	普通株式	345,387,738株
	第1回第1種優先株式	10,000,000株
	第1回第2種優先株式	11,250,000株
	第1回第4種優先株式	18,750,000株
	第7種優先株式	25,000,000株(※)
	合計	410,387,738株
株式交換に伴い 発行する株式数	第8種優先株式	23,598,144株
株式交換後の 発行済株式数	普通株式	345,387,738株
	第1回第1種優先株式	10,000,000株
	第1回第2種優先株式	11,250,000株
	第1回第4種優先株式	18,750,000株
	第7種優先株式	25,000,000株(※)
	第8種優先株式	23,598,144株
	合計	433,985,882株
割当交付先	オリックス株式会社	

第7種優先株式は、平成21年3月3日開催予定の各優先株主による種類株主総会ならびに平成21年3月4日開催予定の臨時株主総会および普通株主による種類株主総会において、関連する議案の全てが承認されること等を条件に、平成21年3月13日を払込期日として発行する予定であります。(詳細は平成20年11月7日付開示資料「第三者割当による優先株式(第7種優先株式)の発行に関するお知らせ」をご参照下さい)

(5) 発行価額の算定根拠

本優先株式の発行価額は1株につき400円です。当社は割当交付先であるオリックスと慎重に協議および検討を重ねた結果、取得請求権に係る当初取得価額を64円と決定いたしました。当初取得価額は、本取締役会決議の日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値や、本取締役会の前日から遡る30取引日の同取引所における当社普通株式の毎日の終値の平均値、日本株式市場の株価状況、発行日までの相場の変動性を総合的に勘案したうえで決定したものであります。

(6) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式には、取得価額に応じた普通株式の交付を請求することができる取得請求権が付与されていることから、全ての請求権が当初条件で行使された場合、発行される普通株式数は1億4,748万8,400株となり、平成20年9月30日現在の発行済普通株式数の42.7%となります。また、上記取得請求後においては、オリックスが発行済普通株式数の58.1%を保有することとなります。

また、本優先株式に加え、現時点における発行済優先株式（第1回第1種優先株式・第1回第2種優先株式・第1回第4種優先株式・第7種優先株式）の全ての請求権についても現時点における条件で行使された場合、発行される普通株式数は4億849万5,577株となり、平成20年9月30日現在の発行済普通株式数の118.3%となります。また、上記取得請求後においては、オリックスが発行済普通株式総数の72.6%を保有することとなります。

しかしながら、当社はオリックスとの関係を一層強固なものにすることにより、財務の安定性を確保し、かつシナジー効果の発揮による収益力の強化を図ることで、更なる企業価値の向上が可能となると判断しております。

(7) 割当交付先の概要

(平成20年3月31日現在)

商号	オリックス株式会社
事業内容	多角的金融サービス業
設立年月日	昭和39年4月17日
本店所在地	東京都港区浜松町2丁目4番1号
代表者の役職・氏名	代表執行役社長 梁瀬 行雄
資本金	102,107百万円
発行済株式数	92,193,067株
株主資本	1,267,917百万円（連結）
総資産	8,994,970百万円（連結）
決算期	3月31日
従業員数	18,702名（連結）
大株主及び持株比率	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー（常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室） 8.15% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口） 7.90% 日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口） 6.42% ザチェアスマンハットンバンク 385036（常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室） 2.87% ナツクムコ（常任代理人 シティバンク銀行(株)） 2.49%
主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 住友信託銀行株式会社 株式会社三井住友銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 農林中央金庫

上場会社と 割当交付先の関係等	資本関係	当社の筆頭株主であり、当社は割当交付先の持分法適用会社であります。 普通株式 発行済普通株式数：40.22%所有 第1回第1種優先株式 発行済株式数：100.00%所有 第1回第2種優先株式 発行済株式数：100.00%所有 第1回第4種優先株式 発行済株式数：100.00%所有 (平成20年9月30日現在)		
	取引関係	当社は割当交付先と資本提携契約等の締結を行っております。		
	人的関係	割当交付先の取締役1名と社外取締役1名が当社の社外取締役を兼務しております。		
	関連当事者への 該当状況	当社は割当交付先の持分法適用会社です。		
最近3年間の業績	米国会計基準(連結) (単位：百万円)			
決算期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期	
営業収益	947,824	1,142,553	1,154,054	
営業利益	217,338	282,166	189,201	
税引前当期純利益	252,150	316,074	249,766	
当期純利益	166,388	196,506	169,597	
1株当たり当期純利益(円)	1,883.89	2,177.10	1,860.63	
1株当たり配当金(円)	90	130	260	
1株当たり純資産(円)	10,608.97	13,089.83	14,010.62	

(8) 本優先株式発行要項

次頁以下をご参照下さい。

以 上

第8種優先株式発行要項

1 株式の名称

株式会社大京第8種優先株式（以下「第8種優先株式」という。）

2 発行株式の数

23,598,144株

3 発行価額

第8種優先株式に係る会社計算規則第68条第1項に規定する株主払込資本変動額を上記「2」の株式の数で除した金額（1株当たり400円）

4 剰余金の配当

当社は、平成23年3月31日以降（同日を含む。）に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款第42条第1項に定める期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載又は記録された第8種優先株式を有する株主（以下「第8種優先株主」という。）又は第8種優先株式の登録株式質権者（以下「第8種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第8種優先株式1株当たり400円にそれぞれの事業年度ごとに本項②に定める率（以下「第8種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（但し、第8種優先株式1株当たり40円を上限とする。）の配当金（1円未満を切り捨てる。以下「第8種優先配当金」という。）を支払う。

第8種優先配当年率は、各事業年度について、下記算式により算定される年率とする。

記

第8種優先配当年率＝日本円TIBOR（1年物）＋2.00%

「日本円TIBOR（1年物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「第8種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円1年物トーキョー・インターバンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第8種優先配当年率決定基準日に日本円1年物トーキョー・インターバンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値とする。第8種優先配当年率は、%未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ある事業年度において第8種優先株主又は第8種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第8種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

第8種優先株主又は第8種優先登録株式質権者に対しては、第8種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

第8種優先株主又は第8種優先登録質権者に対しては、平成23年3月31日以降（同日を含む。）に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当以外の配当は行わない。

5 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をするときは、第8種優先株主又は第8種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第8種優先株式1株につき、400円（以下「第8種優先残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。

第8種優先株主又は第8種優先登録株式質権者に対して第8種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、第8種優先株主又は第8種優先登録株式質権者は、第8種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

6 議決権

第8種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を行使することができない。

7 取得請求権

第8種優先株主は、平成23年4月1日から平成43年3月31日までの間（以下「第8種優先株式取得請求期間」という。）、いつでも、当社に対して、その有する第8種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第8種優先株主が取得の請求をした第8種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該第8種優先株主に対して交付するものとする。

取得と引換えに交付する普通株式の数

(a) 第8種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引換えに} \\ \text{交付する普通株式の数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{第8種優先株主が取得の請求をした} \\ \text{第8種優先株式数に400円を乗じた額} \end{array}}{\text{取得価額}}$$

(b) 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

当初取得価額

取得価額は、当初、64円とする。

取得価額の修正

当初取得価額は、平成23年4月1日以降平成42年4月1日までの毎年4月1日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）に、修正基準日における時価に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が当初取得価額の100%に相当する額（但し、下記④に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。）を上回る場合、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が当初取得価額の80%に相当する額（但し、下記④に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、平均値の

計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

なお、時価算定期間中に下記④に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は下記④に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 本(a)(vi)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される（請求により取得される場合を含む。以下同じ。）株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本④において同じ。）もしくはその他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権その他の証券若しくは権利の転換、交換もしくは行使による場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数及び処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{(発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数)} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{(発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

但し、本(iii)による取得価額の調整は、第8種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第8種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

(iv) 本(a)(vi)で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって(x)普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合(株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。)又は、(y)普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合(株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行又は処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本(iv)による取得価額の調整は、第8種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第8種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

(v) 行使することにより、本(a)(vi)で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに取得される株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本(v)による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、第8種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第8種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。

(vi) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な取得価額の調整を行う。

- (i) 会社分割、株式交換又は合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 前(i)のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権又はその他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。
 - (iv) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第8種優先株主又は第8種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書が上記⑤に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

8 取得条項

当社は、第8種優先株式取得請求期間中に取得請求のなかった第8種優先株式の全部を、第8種優先株式取得請求期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日（以下「一斉取得日」という。）が到来することをもって取得するものとし、当社は、かかる第8種優先株式を取得するのと引換えに、取得する第8種優先株式の総数に400円を乗じた額の金銭総額を一斉取得日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満少数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を第8種優先株主に対して交付するものとする。但し、当該平均値が下限取得価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限取得価額を、当該平均値が上限取得価額を上回る場合には、当該平均値に代えて上限取得価額をもって計算する。第8種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

9 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第8種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。また、当社は、第8種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

10 優先株式間の優先順位

第1種優先株式ないし第8種優先株式間の剰余金の配当の支払順位及び残余財産の分配順位は同順位とする。当社の会社法第461条第2項に定める分配可能額が、第1種優先株式ないし第8種優先株式の発行に際して決定された1株当たりの優先配当金(以下「各種優先配当金」という。)に現存する各株式数を乗じて得られた金額の総合計額に満たない場合、各種優先株式間における1株当たりの優先配当額が各種優先配当金に比例する方法により配当金の支払いを行う。また、残余財産の分配可能額が、第1種優先株式ないし第8種優先株式の発行に際して決定された1株当たりの残余財産分配額に現存する各株式数を乗じて得られた金額の総合計額に満たない場合、各種優先株式間における1株当たりの分配額が同額となる方法により分配を行う。

以 上